【 庁 議 記 録 】

１　日　時　　令和４年 10 月４日（火）午後４時 30 分～午後４時 47 分
２　場　所　　市長公室
３　出席者　　市長　　副市長　　教育長　　企画財政部長
　　総務部長　　市民生活部長　　福祉保健部長　　子ども家庭部長
　　環境部長　　都市建設部長　　議会事務局長　　教育部長
　　幹　事　　政策室長
４　欠席者
５　会議結果

市　長　　これより庁議を開催します。審議事項はありませんので、報告事項１「市民参加と市民協働の今後の推進・改善に関する事項の答申について」を報告してください。

部　長　　狛江市市民参加と市民協働に関する審議会から、10 月３日に答申を受けました。市民参加と市民協働の推進の検討と改善に関する事項について、狛江市の市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価と併せて審議を行い、狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例及び条例に基づく各種制度等の検証を踏まえた改善の方向性を、資料のとおりまとめていただきました。第２条「市民協働」の定義について、市民協働の相手方は、市と「団体」としていますが、現在でも個人、企業等他の主体とも協働しており、今後は更に様々な主体との連携が必要となることもあり、協働主体の範囲を広げていただきたい、と意見をいただいています。資料２ページをお願いします。第４条の「市民参加の権利」について、権利は普遍的なものであり、「それぞれの立場において」という規定は、「それぞれの立場」での限定的な参加しかできない、という誤解を招くおそれもあることから、全ての市民が参加する権利があるという表現が望ましい、と意見をいただいています。市民参加の手続については、これまでの市民参加は、積極的に参加しようとする方やある程度の情報や理解等を持った方が参加していることが多い傾向にありますが、市民の積極性に頼るだけではなく、市からも積極的な情報発信や働きかけをすることにより、幅広い層が市民参加できる仕組みを作っていただきたい、と意見をいただいています。具体的には、公募市民委員の登録制度等、パブリックコメントを実施する際の問い掛け方法、ＬＩＮＥ等によるアンケートやＳＮＳによる情報発信、意見募集等となっています。３ページをお願いします。市民協働については、財政的支援の一つである市民

公益活動事業補助金と行政活動への参入機会の提供として実施している市民協働事業は、定義の整理を踏まえ、地域におけるまちづくり活動を応援し、団体の自立や成長につなげることができる制度として検討していただきたい、と意見をいただいています。４ページをお願いします。登録制度については、役割が限定的となっており、市民活動支援センター利用に当たっては別途登録制度を設けているため、登録制度を整理していただきたい、市民活動支援センターについては、市民からの認知度が低い状況にあり、周知に努めるとともにセンター機能の充実を図り、新たな担い手の掘り起こしやマッチング、各主体間の連携等を推進することにより、地域における多様な分野での市民団体の成長や市民活動の発展につなげていただきたい、と意見をいただいています。５ページをお願いします。「おわりに」として、市民が自分たちのまちや地域の課題に対して、関心を持ち、取り組むこと等、自らまちづくりに関わることで地域への愛着も深まるものであり、このような活動が広がることで、市民が主体のまちづくりにつながること、また、市民活動の可能性を活かしていくためにも、様々な主体をネットワーク化した上で、それぞれの役割や強みを活かしながら、多様化する市民ニーズへの対応や地域課題の解決に必要な取組を進められるよう、様々な主体が相互に連携・協働するプラットフォームを構築することも視野に入れていただきたい、と意見をいただいています。答申を受け、条例改正が必要となる部分については、条例改正案骨子をまとめ、今後庁議にて諮る予定です。

市　長　　本件について、質問等ありますか。

副市長　　議会に上程するスケジュールはどうなっていますか。また、第４条の「市民参加の権利」について、「それぞれの立場」という表現は、誤解を招くとの意見をいただいているが、制定当初には考えがあってのことなので、条例改正に関しては確認し、慎重に判断をお願いします。

部　長　　制定当初の考え方を再確認し、対応を検討していきます。今後のスケジュールについては、条例骨子案に対するパブリックコメントを実施し、令和５年第１回定例会に提出する予定です。

市　長　　条例における市民参加の解釈について、整理をお願いします。続いて、報告事項２「狛江市防災行政無線子局柱の建替えについて」を報告してください。

部　長　　令和２年度に実施した防災行政無線子局柱の劣化度調査において、早期の補修及び建替えが必要とされた 11 箇所で、子局柱の建替え工事を行います。対象の子局及び工事期間については、資料のとおりです。全体の工事期間が変更となる可能性があります。工事期間は当該防災行政無線子局からの放送が停止するため、広報こまえ 11 月１日号及び市ホームページ等で、工事期

間及びその他の情報伝達手段も含めて周知します。災害時の情報伝達手段としては、防災行政無線が聞こえにくい場合に使用できる防災行政無線自動応答システム、市内一斉配信の緊急速報メール、登録制のこまえ安心安全情報メール、市ホームページ、市ＬＩＮＥアカウント、各種ＳＮＳ、コマラジを周知します。

市　長　　緊急時に対応できるようにしておく必要がありますが、無線放送の停止を不安に思う市民の方もいると思われるため、放送停止中も補完できる体制になっている旨の周知をしてください。

他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、10 月 11 日午前９時 00 分から開催します。